

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第一項第三号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>一 区長が法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>二 家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>5 前項の場合(同項第二号に該当する場合に限る。)において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設(入所定員が二十人以上の施設に限る。)であって、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係</p>	<p>(前略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、<u>同号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設(入所定員が二十人以上の施設に限る。)であって、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保</p>

る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

一・二 (略)

(中略)

(居宅訪問型保育事業)

第三十八条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

一～三 (略)

四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合等における当該乳幼児に対する保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区長が認める乳幼児に対する保育

(後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

しなければならない。

一・二 (略)

(中略)

(居宅訪問型保育事業)

第三十八条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

一～三 (略)

四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合における当該乳幼児に対する保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区長が認める乳幼児に対する保育

(後略)